

○【現行】熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例〔自転車対策室〕

昭和 60 年 12 月 21 日

条例第 31 号

(目的)

第 1 条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和 55 年法律第 87 号。以下「法」という。)に基づき、自転車の安全利用の促進、公共の場所における自転車の放置防止及び駐車対策等に関し必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境を確保するとともに、都市の美観を維持し、あわせて、自転車利用者の利便の増進を図ることを目的とする。

(平 7 条例 55・全改)

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
- (2) 放置 自転車の利用者又は所有者(以下「利用者等」という。)が自転車を離れて直ちに当該自転車を移動させることができない状態をいう。
- (3) 自転車駐車場 一定の区画を限って設置される自転車の駐車のための施設をいう。
- (4) 公共の場所 道路、公園、駅前広場その他公共の用に供する場所で自転車駐車場以外の場所をいう。

(平 14 条例 44・一部改正)

(市長の責務)

第 3 条 市長は、この条例の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進、公共の場所における自転車の放置防止及び駐車対策等に関し、必要な施策の実施に努めなければならない。

2 市長は、自転車の安全利用の促進、公共の場所における自転車の放置防止及び駐車対策等に関する施策を実施するため必要と認めるときは、警察、道路管理者(道路法(昭和 27 年法律第 180 号)に規定する道路管理者をいう。)その他関係機関と協議するとともに、協力を要請することができる。

3 市長は、自転車の駐車対策等を総合的かつ計画的に推進するため、法第 7 条の規定に基づき、熊本市自転車駐車対策等協議会の意見を聴いて、自転車の駐車対策等に関する総合計画(以下「総合計画」という。)を定めるものとする。

(平 7 条例 55・一部改正)

(自転車駐車対策等協議会)

第 4 条 本市の自転車の駐車対策等に関する重要事項を調査審議するため、法第 8 条の規定に基づき、熊本市自転車駐車対策等協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、市長の諮問に応じ、総合計画その他自転車の駐車対策等に関する重要事項について調査審議し、答申するものとする。

3 協議会の委員は、20 人以内とし、市長が委嘱する。

4 協議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平7条例55・追加、平19条例18・一部改正)

(市民の協力)

第5条 市民は、自転車の安全利用の促進及び自転車の放置防止に関する意識を高め、第3条第1項の規定に基づき市長が実施する施策に協力しなければならない。

(平7条例55・旧第4条線下・一部改正)

(自転車の利用者等の責務)

第6条 自転車の利用者等は、道路交通法その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車の安全利用に努めなければならない。

2 自転車の利用者等は、公共の場所において自転車を放置しないよう努めなければならない。

3 自転車の利用者等は、その利用する自転車の見やすい箇所に自己の住所、氏名等を明記するよう努めるとともに、当該自転車について、法の規定により防犯登録を受けなければならない。

4 自転車の利用者等は、第3条第1項の規定に基づき市長が実施する施策に協力しなければならない。

(平7条例55・旧第5条線下・一部改正、平19条例18・一部改正)

(自転車小売業者の責務)

第7条 自転車の小売を業とする者(以下「自転車小売業者」という。)は、自転車の点検及び修理業務の充実に努めるとともに、自転車の販売にあたっては、防犯登録の勧奨に努めなければならない。

2 自転車小売業者は、第3条第1項の規定に基づき市長が実施する施策に協力しなければならない。

(平7条例55・旧第6条線下・一部改正、平14条例44・一部改正)

(鉄道事業者等の責務)

第8条 鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者(以下「鉄道事業者等」という。)は、旅客の利便に供するため、駅又は停留所付近に自転車駐車を設置するよう努めなければならない。

2 鉄道事業者等は、市長が駅又は停留所付近に自転車駐車を設置しようとするときは、その用地を提供する等により、第3条第1項の規定に基づき市長が実施する施策に協力しなければならない。

(平7条例55・旧第7条線下)

(施設の設置者の責務)

第9条 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車の大量駐車需要を生じさせる施設の設置者は、当該施設利用者の利便に供するため、自転車駐車を当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するよう努めなければならない。

2 前項に規定する施設の設置者は、第3条第1項の規定に基づき市長が実施する施策に協力しなければならない。

(平7条例55・旧第8条線下、平14条例44・一部改正)

(放置禁止区域の指定等)

第10条 市長は、自転車の放置により市民の良好な生活環境が阻害されている公共の場所又はそのおそれがあると認められる公共の場所を自転車放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)として

指定することができる。

2 市長は、前項の規定により放置禁止区域を指定しようとするときは、協議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により放置禁止区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

4 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、放置禁止区域の指定の解除又はその区域の変更について準用する。
(平7条例55・旧第9条線下・一部改正)

(自転車の放置の禁止)

第11条 自転車の利用者等は、放置禁止区域内に自転車を放置してはならない。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。

(平7条例55・旧第10条線下)

(放置自転車に対する措置)

第12条 市長は、放置禁止区域内において放置されている自転車をあらかじめ定めた場所(以下「保管場所」という。)に移動し、保管することができる。

(平7条例55・旧第11条線下)

第13条 市長は、公共の場所(放置禁止区域を除く。)において、自転車の放置により市民の良好な生活環境が阻害されていると認められるときは、当該自転車の利用者等に対し、規則で定めるところにより、放置しないよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を行ったにもかかわらず、自転車が規則で定める期間にわたって放置されていると認められるときは、当該自転車を保管場所に移動し、保管することができる。ただし、当該自転車が明らかにその機能を喪失しているとき、同項の指導を行うことなく、直ちに移動し、保管することができる。

(平7条例55・旧第12条線下・一部改正、平14条例44・一部改正)

(保管した自転車の措置)

第14条 市長は、第12条及び前条第2項の規定により、自転車を移動し、保管した場合は、規則で定める事項を告示するとともに、当該自転車の利用者等に当該自転車を返還するための必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の規定による告示の日(以下「告示の日」という。)から規則で定める期間を経過してもなお自転車を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、規則で定める事項を告示し、当該自転車を売却することができる。この場合において、当該自転車について、買受人がないとき又は形状その他を勘案し売却することができないと認められるときは、廃棄の処分をすることができる。

3 市長は、前項の規定により売却した代金を告示の日から起算して6月を経過する日まで保管しなければならない。

4 市長は、第2項の規定により自転車を売却した後、告示の日から起算して6月を経過する日までに当該自転車の利用者等が返還を求めたときは、当該自転車を売却した代金を返還しなければならない。

(平7 条例 55・旧第 13 条繰下・一部改正、平 19 条例 18・一部改正)

(費用の徴収)

第 15 条 市長は、第 12 条及び第 13 条第 2 項の規定により、自転車を移動し、保管した場合は、当該自転車の移動及び保管に要した費用を当該自転車の利用者等から徴収することができる。

2 前項の規定により徴収する費用の額は、規則で定める。

(平7 条例 55・旧第 14 条繰下・一部改正)

(自転車駐車場内の措置)

第 16 条 市長は、市長が設置し、又は市長その他の市の機関が管理する自転車駐車場に放置されている自転車その他規則で定める車両(以下「自転車等」という。)があることにより、当該自転車駐車場の有効な利用が阻害されていると認めるときは、当該自転車等を保管場所に移動し、保管することができる。

2 第 14 条及び前条の規定は、前項の規定により保管した自転車等について準用する。

(平7 条例 55・旧第 15 条繰下・一部改正)

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年 9 月 27 日条例第 55 号)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 7 年 10 月 30 日規則第 74 号で平成 7 年 11 月 1 日から施行)

2 この条例による改正後の熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例(以下「新条例」という。)に規定する熊本市自転車駐車対策等協議会の委員で、この条例の施行の日から平成 8 年 12 月 31 日までの間に委嘱され、又は任命される者の任期は、新条例第 4 条第 4 項の規定にかかわらず、同月 31 日までとする。

附 則(平成 14 年 9 月 24 日条例第 44 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 13 日条例第 18 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の第 14 条第 2 項から第 4 項までの規定は、この条例の施行の日以後に移動し、保管した自転車について適用し、同日前に移動し、保管した自転車については、なお従前の例による。